

令和3年第1回町議会定例会会議の経過（3月16日）

議長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前9時00分)

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第15号、令和3年度山北町一般会計予算について、議題といたします。本件及び日程第2 議案第16号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から日程第11 議案第25号、令和3年度山北町水道事業会計予算までは、予算特別委員会に付託してありましたので、予算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。

議席番号9番、児玉洋一予算特別委員会委員長。

9番 児玉 皆さん、おはようございます。

それでは、予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。

令和3年3月10日、12日の両日、午前9時から議場において、委員13名及び議長、副町長、教育長、関係課長等の出席を得て、令和3年3月5日並びに8日の本会議で当委員会に付託された議案第15号から議案第25号について、審査いたしましたので、その審査経過並びに結果を報告します。

初めに、審査結果について報告します。

議案第15号、令和3年度山北町一般会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第16号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第17号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第18号、令和3年度山北町下水道事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第19号、令和3年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第20号、令和3年度山北町山北財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第21号、令和3年度山北町共和財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第22号、令和3年度山北町三保財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第23号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第24号、令和3年度山北町商品券特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第25号、令和3年度山北町水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、審査における主な意見等について報告をいたします。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について報告をいたします。

1、町税は新型コロナウイルスや生産年齢人口の減少等に伴い、前年度と比べ約1億円の減少となっている。この先、子育て世代の転入などを推進し、生産年齢人口を増やし、税収も増加させるように積極的に取り組んでいただきたい。

2、ふるさと応援寄附金は前年実績を踏まえて目標値をもっと高く設定し、現在、金額的に実績がある返礼品は維持しつつ、新たに山北町に来なければ体験できないSUPなども体験型返礼品として加え、金額だけではなく関係人口を増やす取組を早期に進めていただきたい。

3、関係自治体との交流について、品川区との都市部交流はコロナ禍によるリモートワークなどを推進して移住定住につなげること。御殿場市とは、雇用や観光交流などの促進、また、新潟県村上市とは防災協定の締結などに向け積極的かつ効果的な交流事業の推進に取り組んでいただきたい。

4、公共交通対策事業において、清水三保地区で試行運転が実施されるデマンドバス運行については、地域住民への事前周知及びニーズの把握、試行運転終了後には、その結果についてしっかりと検証を行い、新たな公共交通体制の構築に向けしっかりと取り組んでいただきたい。

5、（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想関連事業に

については、当初計画の半径5キロ圏内を検討範囲にすることにとどまることなく、山北地区や三保地区など広域的な土地利用構想概略図を作成するとともに、スマートインター出入口や道の駅周辺については、より具体的な概略図の作成に向け早急に取り組んでいただきたい。

6、男女共同参画事業については、中学生に啓発物品を配布するだけではなく、男女共同参画について専門的な講師を招くなど、町全体として共同参画について積極的に取り組んでいただきたい。

7、再生可能エネルギー導入推進事業については、前年度から予算も増額されており、町の積極的な姿勢が感じられる。今後、マイクロ水力や木質バイオマスなど、優先順位を整理しながら専門家の意見を交え、様々な再生可能エネルギー導入に向けて取り組んでいただきたい。

8、観光施設維持管理事業では、SUPの振興に係る費用を環境整備公社に補助するとあるが、SUPはふるさと応援寄附金の体験型返礼品としても有力と考えられる。現在、丹沢湖の湖面利用には利用期間の制限があるが、今後SUPの振興に当たり、利用制限拡大などについてももっと積極的に県と協議を進めていただきたい。

9、総合計画をはじめとした各種計画について、SDGsの推進について記載がある一方で、予算書にはそうした記載がない。町民に対して、SDGsを啓発しているのであれば、町としてもローカルSDGsの作成や予算書への反映など、町民がこの先も持続的に安心して住むことができるまちづくりに積極的に取り組んでいただきたい。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について報告をします。

1、放課後児童クラブ運営事業については、本年10月から業務委託を進めるとのことだが、将来の町を担う子どもたちのための安心・安全な生活環境を整えるために、10月までの限られた期間の中ではあるが、保護者や町民への十分な理解を得るとともに理解へのきめ細かな説明をされたい。

また、図工室等の施設利用に係る施設整備、学校、子ども教室、地域や児童クラブ等の連携についても、これまで以上の体制強化や町の子育て教育に対する一貫性を持った取組を図るとともに、これまでの課題や今後の業務内容等について議会とも十分な情報交換をしながら取り組んでいただきたい。

2、病児保育事業については、病児保育の観点からとてもよい事業ではあるが、山北町からでは使い勝手が悪いと聞く。前年より利用者も増加傾向ではあるため、今後もPR冊子の配布など周知に努められたい。

3、予防接種事業については、実績等により予算の増減はあるものの、市民の健康づくり増進のためになるべく多くの方が接種できるように、啓発等の工夫を図られたい。

4、定住対策事業費については、現在、定住促進アドバイザーやサポーターなどを通じ、空き家の掘り起こしや見学ツアーなどを実施しているが、空き家はあるのに住む家が見つからないという需要と供給が追いついていない状況であると考え。移住を考える人と物件所有者との間に地域自治会やサポーターが関与し、十分な連携を図りながら移住定住につながるよう取り組んでいただきたい。

5、文化財保護事業について、新東名高速道路建設工事範囲内で発掘された河村新城に関しては予算計上がなされていないとのことだが、今年度、河村新城の紹介動画が公開され、その注目度も高くなってきている。新東名高速道路完成後の利用については、案内看板の設置や御城印の作成、ガイドの会の発展など積極的に取り組んでいただきたい。

6、防災対策事業の山北高等学校教育改革推進事業負担金については、地域課題解決等の探求的な学びを実現する取組支援のためのコーディネーターに係る予算であるが、高校生の新しい感性は、将来のまちづくりに十分に生かすことができると考える。今後も生涯学習センター等を利用した研究発表会や地域の体験学習、移動に係るバス運行等必要経費の支援を図るとともに、山北高等学校との交流事業については積極的に取り組んでいただきたい。

7、新型コロナウイルスの影響により、今年度は多くのイベントが中止となった。この先、ウィズコロナの時代を見据え、オンライン形式による地域ごとの小規模イベントなど、内容の見直しを図りながら新たなイベント開催方法にも努めていただきたい。

8、教育振興事業について、教育用PC端末運用支援業務委託として、ICT支援員を配置するとのことだが、GIGAスクールサポーターとともにGIGAスクール構想実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

続いて、特別会計について報告をいたします。

1、国民健康保険事業については、加入世帯、加入者数が年々減少している中、平成30年度からの都道府県化によって、国保財政が分かりにくくなっている。新型コロナウイルスの影響や借入金など、大変厳しい財政状況であることを町民に周知するとともに、最後のとりででもある国保財政を維持していくために、一般会計からの繰入れや国保財政の値上げについても早急かつ慎重に検討を進めていただきたい。

2、下水道事業については、令和6年4月からの公営企業会計運用開始に向け、事務支援業務委託費を債務負担行為で予定されているが、公営企業会計とすることで予算決算の「見える化」を図りながら、下水道事業の維持管理及び使用料の適正化について、審議会等を通じながら慎重な議論ができる体制づくりに努められたい。

3、町設置型浄化槽事業については、県の水源環境保全・再生市町村補助金を活用した事業であるが、その財源は永続的なものではないと考える。本来の目的である三保ダム集水域の水質確保のために、今後も適切な浄化槽設置計画を推進するとともに、設備の維持管理も含めて、補助金事業の継続を県に対し強く要望するよう努められたい。

4、介護保険事業の認知症地域支援ケア向上事業については、令和2年度は新型コロナウイルス等の影響もあり、認知症カフェの開催などができない状況ではあったが、今後も広報や周知を積極的に行い、再開に向けた準備を進めるとともに、認知症サポーター養成のステップアップ講座など、受講者数増加に向けた取組を進めていただきたい。

5、水道事業については、水道事業基本計画と経営戦略の整合性を図り、更新計画などの平準化に努めるとともに、給水人口の減少と維持管理費用の増加の経営状態のバランスも見極めながら、適正な水道料金の検討などについても審議会を通して慎重に検討を進められたい。

以上で報告を終わります。

議

長

付託議案に対する予算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第1 議案第15号、令和3年度山北町一般会計予算について、質疑の

ある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第15号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第15号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。

委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第2 議案第16号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第16号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第16号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。

委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第3 議案第17号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第17号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第17号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。

委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第4 議案第18号、令和3年度山北町下水道事業特別会計予

算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第18号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第18号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第5 議案第19号、令和3年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第19号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第19号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第6 議案第20号、令和3年度山北町山北財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第20号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第20号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第21号、令和3年度山北町共和財産区特別会計予

算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第21号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第21号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第8 議案第22号、令和3年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第22号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第22号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第9 議案第23号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第23号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第23号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第10 議案第24号、令和3年度山北町商品券特別会計予算に

ついて、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第24号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第24号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第11 議案第25号、令和3年度山北町水道事業会計予算につ
いて、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第25号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第25号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第29号、山北町固定資産評価審査委員会委員の選任につい
てを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第29号、山北町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を山北町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地
方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、武尾昌則。住所、山北町谷ケ354番地。生年月日、昭和15年10月11
日。任期、令和3年4月1日から令和6年3月31日。

提案理由でございますが、現山北町固定資産評価審査委員会委員の武尾昌

則氏は令和3年3月31日をもって、任期満了となります。引き続き、委員に選任したいので、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

すみません、1枚おめくりいただきまして、経歴ということで書かせていただいております。

昭和38年10月に労働省のほうに入省されまして、その後、職業安定所、また産業雇用安定センターの所長等を歴任していただきまして、平成18年4月に山北町固定資産評価審査委員会委員になっていただきまして、現在に至っております。

以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第29号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議がないので、議案第29号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長

起立全員。よって、議案第29号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第13 議案第30号、山北町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とする事について及び日程第14、議案第31号、山北町農業委員会の任命についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第30号、山北町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とする事について。

山北町農業委員会委員の任命につき、委員の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者としてほしいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1

項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び同法施行規則第2条の規定により、山北町農業委員会委員の任命について議会の同意を得る必要があるため提案するものです。

続きまして、議案第31号、山北町農業委員会委員の任命について。

次の者を山北町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、三尋木重夫。住所、山北町岸339番地6。生年月日、昭和26年10月29日。

氏名、高杉光男。山北町向原1517番地、生年月日。昭和23年3月2日。

氏名、二宮慶晃。住所、小田原市高田659番地の3。生年月日、昭和36年1月1日。

氏名、杉山照枝。住所、山北町山北699番地。生年月日、昭和34年3月25日。

氏名、細谷晋之。住所、山北町谷ヶ331番地。生年月日、昭和60年12月29日。

氏名、磯崎加代子。住所、山北町平山333番地。生年月日、昭和26年8月9日。

任期、令和3年5月1日から令和6年4月30日。

提案理由でございますが、農業委員会の委員候補者の選定に関する規則第6条の規定により、山北町農業委員会委員等候補者選考委員会の答申に基づき、農業委員会委員を任命したいので提案するものです。

特記については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
農 林 課 長

農林課長。

それでは、議案第30号について御説明申し上げます。

卓上配付してありますこちらのA3の資料をちょっと見ていただきたいと思います。

まず初めに、農業委員会制度の改正について御説明いたします。

平成28年、委員会等に関する法律の一部改正され、委員の選出が公選制から議会の同意を前提とした市町村長の任命制度となるとともに、農地利用最適化推進委員が新設されました。また、認定農業者が委員の過半数を占めなければならない旨が新たに規定されました。

当町では、平成30年5月1日に新制度における初めての委員6名、農地利用最適化推進委員5名が任命され、委嘱されました。

現委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和3年4月30日に満了するため、今回、新制度下における2回目の改選を行うためお願いするものです。

次に、認定農業者とは、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向け、経営の改善を進めようとする計画を市町村等から認定を受けた農業者。年間農業所得が450万円以上等の基準を満たす必要があり、また計画が実現可能であると判断されたもので、当町では現在2名が対象になります。

次に、認定農業者等要件の例外としまして、本件については、認定農業者等が少ないなど原則どおりの委員構成が困難な場合もあることから、認定農業者に準ずる者に緩和する等の措置が設けられています。

当町の場合、認定農業者が2名と少なく、過半数を選任するには準ずる者を含まないと委員構成が困難なため、議会の同意をお願いするものです。

なお、具体的に認定農業者に準ずる者としましては、1、認定農業者であった者、2、認定農業者の経営に従事、参画する当該認定農業者の親族、3、認定就農者である個人、4、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は使用人等が該当します。

次に、適用を受けるための手続ですが、フロー図を御覧ください。

まず、原則、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとされていますが、当町では該当しないので下の表に進みます。町内における認定農業者の数が農業委員の定数の8倍より少ない場合は、右の表を御覧ください。当町の場合、定数6人、8倍の48人より認定農業者が2人で少なくなっておりますので、この場合、例外規定を適用することになります。

なお、当町ではこれを該当するためさらに下のほうに進みます。例外Aでは、農業委員の過半数が、認定農業者又は認定農業者に準ずる者とあること

とされております。2月8日に開かれました選考委員会で選考された候補者6名のうち、4名が認定農業者及び準ずる者になっておりますので、本議案では、この例外規定を適用したいため議会の同意をお願いするものです。

なお、参考までに、それでも4名に達しない場合は、その下の例外B、4分の1規定を適用し、またさらに困難な場合には、例外Cの農林水産大臣の承認が必要となります。

説明は以上になります。

議長
農林課長

農林課長。

続きまして、議案31号です。1枚おめくりください。

任命の区分について説明をします。

三尋木重夫、法第36条、第1項に規定する者、これは、中立委員と言われるものになります。

次に、高杉光男、現農業委員会長。

二宮慶晃、認定農業者の法人の役員です。

杉山照枝、認定農業者に準ずる者。

細谷晋之、認定農業者。

磯崎加代子、認定農業者に準ずる者。

説明は以上になります。

議長

提案者の説明が終わりましたので、議案第30号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番 瀬戸

1番、瀬戸恵津子議員。

瀬戸でございます。

準ずる者というものの中に、認定新規就農者というものも考えられていると記載されているんですが、そういうことは、特に新規就農者を増やしていくということも、このもう一つの委員のほうの役目の中に入っていると思うんです。ですから、新規就農者が山北町にもだんだんここに準ずるようなものに現れていく傾向があるのかどうか伺います。

議長
農林課長

農林課長。

今、新規就農の方は具体的に言いますと1名の方が該当でいらっしゃいます。そういった方が今後入ってきてくれるような仕組みも考えていかないと

いけないかとは思っています。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 すみません。今回の農業委員の中では関係がないかもしれませんが、その農業委員会の中の農地最適化推進委員というものの仕事の中に、地域を回って、また就労、担う者がやはり不足してるということと、あと農地の遊休が増えていることとか、そういうことに関してのことは行う、もう一つの、一方のほうの5名の推進委員についても、また新規に農業に取り組みたいという方があったら、しっかりその点が活用できるようにして、新しい空気を入れていっていただきたいと思います。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 正直言いまして、農地のパトロールがあるんですけど、今回新しい委員さんになりまして、そのパトロールができるまでに2年かかっています。全部が全部ちょっと新しい委員さんなられてしまうと非常に運営が厳しいので、ある程度の方は残ってもらったりして、少しずつ変えるような仕組みをしていかないと運営が非常に厳しくなりますので、その辺をちょっと注意しながらやっていきたいと思います。

議 長 それでは、質疑は終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第30号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第30号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第31号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 確認させていただきます。三尋木さんがこの中立委員という説明だったんですけども、どういった内容のものなのでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 農業者以外の方で中立な立場で公正な判断をする者を1名以上入れないと

という決まりがあるので、そういう方が入っている状況でございます。

議 長 12番、富田陽子議員。

12番 富田 議 長 では、その方は認定農業者に準ずる者ではないということ。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 はい、そのとおりになります。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8番 清 水 8番の清水です。

関連ですが、中立委員ということで公正な判断ができるということが条件だということですが、この公正な判断ができるということはどこで判断がされるんでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 選考委員会の中で審査しております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 議 長 すみません、もう一回確認させていただきます。この認定農業者、当町においては2名が対象ということだったんですけども、認定農業者に準ずる者というのは、当町には何名ぐらいいらっしゃるんですか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今、事務局のほうで確認しているのは8名います。ただ、認定農業者の親族とか認定農業者の法人ですね、会社を持っている方の従業員とかもなれるので、もう少し8人以上には増えてくると思います。

議 長 ほかに。

1番、瀬戸恵津子議員。

1番 瀬戸 議 長 今、規定があるというようなこともおっしゃって、その中に女性や青年も積極的に登用するというような項目もあるんですが、女性が2人入っておりますから、まあいいんではないかと思いますが、これは準ずる者ということで、認定農業者の親族ということで、いうことも含めて女性でもあるしという形でよろしいでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 2名の準ずる者の方については、過去に認定農業者だった方になります。
山北町は一応委員に2人入ってますので、県下のほうの中では女性の雇用率
がいいほうになっておりますでしょうか。

議 長 ほかに質疑ある方はどうぞ。
質疑は終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第31号を採決いたします。原案に賛成者は起立願
います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第31号は原案どおり同意することに決定いたしま
した。

日程第15号 報告第2号、令和3年度山北町土地開発公社事業計画及び予
算についてを議題といたします。

報告願います。

町長。

町 長 報告第2号、令和3年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について。
令和3年度山北町土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法
第243条の3第2項の規定により、別添のとおり提出する。

令和3年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 それでは、報告第2号、令和3年度山北町土地開発公社事業計画及び予
算について、御説明させていただきます。

なお、これから御説明いたします利用計画及び予算につきましては、先月
16日に開催した山北町土地開発公社理事会において承認されたものでござい
ます。

初めに、1ページをお願いいたします。

まず、令和3年度山北町土地開発公社事業計画でございますが、初めに1
点目といたしまして、公社単独事業としてつぶらの事業用地をはじめとする

開発中土地について、利活用の調査研究及び用地の管理に努めます。

次に、2点目といたしまして、資産活用事業として、国債等の効率的な運用に努めます。

次に、3点目といたしまして、町が策定した「山北町土地開発公社経営健全化方針」に基づきまして、借入金の縮減等を推進し、公社の経営改善を図ります。

ということで、令和3年度につきましては、この3点を重点的に進めてまいります。

次に、2ページをお願いいたします。

令和3年度山北町土地開発公社予算でございます。

総則。

第1条令和3年度山北町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。

第2条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

初めに収入でございますけれども、第1款事業収益は、2,756万9,000円でございます。これにつきましては、第1項土地造成事業収益、714万4,000円。これは平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料及び平山地区住宅用地売買代金でございます。

第2項附帯等事業収益、1,977万9,000円。これにつきましては、平山地区工業用地の株式会社ネオテックなどからの土地賃料と高松山事業用地・つぶらの事業用地の線下補償料でございます。

第3項補助金等収益、64万6,000円。これは公有用地に係る町からの利子補給金でございます。

第2款事業外収益、103万3,000円。これは第1項普通預金等受取利息、1,000円、第2項有価証券利息103万2,000円で、これは国債の利息でございます。収入合計は2,860万2,000円でございます。

次に、支出でございますけれども、第1款事業原価、第1項都市造成事業原価289万4,000円。これは、平山地区住宅用地の売却原価でございます。

第2款第1項販売費及び一般管理費、339万2,000円。これの内訳の主なものといたしましては、委託料といたしまして、決算書作成委託業務等、使用

料及び賃借料といたしまして車両のリース代、公租公課といたしまして、固定資産税などがございます。

第3款事業外収益第1項支払利息、64万7,000円。これは公有用地4か所の借入金利息の支出でございます。

第4款第1項予備費につきましては、20万円でございます。

第5款特別損失、第1項その他の特別損失は7,305万5,000円で、これにつきましては満期となりました1億円の国債を現金化いたしまして、平山工業団地の借入金の返済に充て、残金を出資者である町へ利益還元として寄附するものがございます。

支出の合計につきましては8,018万8,000円でございます。

次に、3ページお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

初めに収入でございますけれども、第1款資本的収入、2億6,126万9,000円。これは第1項の借入金1億6,835万5,000円で、これは公有用地などの借入金の借換額でございます。

第2項事業未収金、9,291万4,000円。これにつきましては、公有用地に係る町からの未収金返済額でございまして、収入合計につきましては、2億6,126万9,000円でございます。

次に支出でございますけれども、第1款資本的支出2億6,126万9,000円。これにつきましては、第1項土地造成事業費、279万9,000円。これは、高松山事業用地・つぶらの事業用地等の管理に係る経費でございます。

第2項の借入金償還金2億5,847万円。これは公有用地の償還金でございまして、支出合計は2億6,126万9,000円となります。

そして、借入金第4条、借入金の限度額は1億6,835万6,000円と定めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和2年度山北町土地開発公社予定損益計算書でございます。

Iの事業収益につきましては、土地造成事業収益から補助金等収益まで、事業収益の合計は7,579万8,257円でございます。

次に、Ⅱの事業原価につきましては、土地造成事業原価3,287万5,394円で、事業所利益は4,292万2,863円でございます。

次に、Ⅲの販売費及び一般管理費につきましては1,599万7,407円で、事業利益につきましては、2,692万5,456円でございます。

次に、Ⅳの事業外収益につきましては、受取利息と国債の有価証券利息で事業外収益の合計は148万2,949円でございます。

次に、Ⅴの事業外費用につきましては、支払利息といたしまして、54万2,336円で、経常利益といたしましては2,786万6,069円となり、当期純利益についても同額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和2年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますけれども、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益まで、流動資産の合計は4億1,000万2,400円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産といたしまして、投資有価証券から長期事業未収金まで、投資その他の資産の合計及び固定資産合計は3億7,927万9,149円で、資産合計といたしましては7億8,928万1,549円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については短期借入金と前受収益で流動負債の合計は2億5,882万4,112円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は2億6,002万4,112円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金5億39万1,368円で当期純利益は2,786万6,069円でございます。

準備金の合計といたしまして、5億2,825万7,437円となり、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億2,925万7,437円となり、負債資本の合計といたしまして7億8,928万1,549円でございます。

次に、6ページをお願いします。

令和3年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして現金及び預金から未収収益まで、流動資産の合計は3億6,118万7,555円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金まで、投資その他の資産合計及び固定資産合計は2億8,659万7,277円で、資産の合計といたしましては6億4,778万4,832円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益で、流動負債の合計は1億6,870万9,410円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は1億6,990万9,410円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金5億2,825万7,437円で、当期純損失は5,138万2,015円でございます。準備金の合計といたしまして、4億7,687万5,422円となり、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えて4億7,787万5,422円となり、負債資本の合計といたしましては、6億4,778万4,832円でございます。

説明は以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、報告第2号については、報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 12番、富田です。

1ページ目の公社単独事業として、つぶらの事業用地をはじめとする開発中土地について、利活用の調査研究及び用地の管理に努めますとあるんですけども、具体的にどういったことをされるのでしょうか。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 つぶらの事業用地につきましては、以前からいろいろ調整をしているグランピング関係の事業者の方と、いろいろ今調整をしている段階でございます。町のほうといたしましても、グランピングのほうでできることであれ

ば進めていきたいということで調整進めてるんですけども、なかなか事業をやられる方のほうの動きが、ちょっとスピード感がちょっとないような状況でございますので、それについても粘り強くやっていきたいというふうに考えております。

それとあと、高松山事業用地の関係なんですけれども、高松山事業用地の関係につきましては、皆さん御存じかと思うんですけども、まとまった土地ではなくて急峻な土地で土地が分散してしまってるというような状況でございます。そういった中で土地利用を図っていくわけなんですけれども、なかなかまとまった土地ではございませんので、具体的にどのような土地利用を図っていくのかというのは、なかなか長年の懸案事項になってございまして、現在、具体的にどのような形で進めていくかという方針は定まっております。

ただ、一体的に利用することが不可能であれば、部分的に使える部分、平らな土地も若干ございますので、そういう土地を具体的に何か利用できないかということで、これから検討していきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑は終わりましたので、報告第2号についてはこれで終了といたします。

日程第16 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。なお、閉会中変更があった場合には、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第17 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了しましたので、令和3年第1回山北町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時02分)